

事務連絡
平成27年2月18日

関係各位

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長

国の「省エネ住宅ポイント制度」とプロジェクト「TOUKAI-0」による
木造住宅の耐震補強助成との関係について（注意）

平成27年3月10日から国の「省エネ住宅ポイント制度」のポイント申請の受付が開始されますが、静岡県で実施しているプロジェクト「TOUKAI-0」による木造住宅の耐震補強助成は、国費（社会資本整備総合交付金の効果促進事業）を活用した制度となっており、先般、国より、今回の「省エネ住宅ポイント制度」では、併用できない旨の回答がありました。

つきましては、プロジェクト「TOUKAI-0」による補助を受けて木造住宅の耐震補強工事を行った場合、「省エネ住宅ポイント」の耐震改修加算（15万ポイント／戸）の申請はできませんので、受付の際は、御注意いただくようお願いします。

記

【参考】国土交通省住宅局公表の省エネ住宅ポイントQ&A（抜粋）

29	他の補助金と併用は可能か	<u>原則として目的が同じである他の補助金との併用はできません。</u> ただし、国費の含まれない市区町村・都道府県独自の補助金については併用可能です。
3	耐震改修工事に関する地方公共団体が交付する補助金と併用可能か	併用は可能です。ただし、 <u>社会資本整備総合交付金の効果促進事業により補助の上乗せを行っている場合は、併用できない</u> 可能性があるため、地方公共団体にご確認ください。また、当該住宅の耐震改修に要した額から、他の補助金等で交付を受ける額を引いた額が15万円未満の場合、耐震改修のポイント申請はできません。

問合せ先 建築安全推進課
建築耐震班 担当：神尾、村松
電話番号 054-221-3320